

包括的結婚式文の必要性と可能性

中 道 基 夫

はじめに

日本基督教団において、人権尊重の視点から『日本基督教団式文』（1959年版）に収録されている「結婚式文」について批判的に議論されたのは、1980年後半からのことである¹。1987年2月に日本基督教団神奈川教区婦人問題小委員会から、「結婚式文」には「これまでの歴史の中で形成されてきた女性に対する偏見に基づく差別的文言が多くある」²ため日本基督教団議長宛に結婚式式文の『日本基督教団式文』（1959年版）からの削除を求める要望書が出された。

その後、この問題は性差別問題特別委員会に引き継がれ、1990年の日本基督教団総会において議案50号「現行『日本基督教団式文』の中の「結婚式」の項の削除を求める件」が提出された。それを受け、日本基督教団信仰職制委員会並びに常議会議会で引き続き議論されることになった。

その結果として、『日本基督教団式文』（1988年7月22日改訂）において、「結婚式式文中の用語及び聖書の引用には、女性差別を容認するもののように受け取られる部分」があることを認め、「詩篇128編は家庭に於ける男女の役割を固定化し、特に女性の役割を限定するものと理解される可能性があり、この場合引用は適当でないとと思われる。『夫に対する教え』『妻に対する教え』を用いなくて、司式者が独自に式辞又は説教において取り上げることがのぞましい」³との指示を付している。また、1990年には日本基督教団信仰職制委員会編『新しい式文 試案と解説』⁴が出版され、2006年には主日礼拝式、結婚式、葬儀諸式を含む『日本基督教団式文（試用版）』⁵が

1 1980年代後半から約20年間における日本基督教団における結婚式文に関する議論については、日本基督教団性差別特別委員会編『資料集『結婚式』式文問題をめぐって』（2002年）、日本基督教団兵庫教区社会部委員会編『なぜ私たちは『日本基督教団口語式文』『結婚式』の項の使用を凍結し、削除を求めるのか』（2002年）を参照。

2 「結婚式式文に関する要望書」、日本基督教団性差別特別委員会編『資料集『結婚式』式文問題をめぐって』、2002年、11頁

3 『日本基督教団式文』、日本基督教団、1988年7月22日、11頁。

4 日本基督教団信仰職制委員会編『新しい式文 試案と解説』、日本キリスト教団出版局、1990年。

5 日本基督教団信仰職制委員会編『日本基督教団式文（試用版） 礼拝式・結婚式・葬儀諸式』、日本キリスト教団出版局、2006年。

編纂され差別を助長する聖句や文言が取り除かれた。

ここで結婚式文に関する議論は表面的には収束したかのように見える。しかしながら、日本基督教団から新しい式文が出版されるものの、それらはいずれも試案・試用版に過ぎず、日本基督教団には公式に制定された『日本基督教団式文』が存在している。『日本基督教団式文』自身は絶対的な拘束力を持つものではないとはいえ⁶、一つしか記載されていない結婚式文は、心理的な拘束力を持つものであると言える⁷。また、新しく作られた結婚式文も、後述するような現代の結婚事情に適応したものではなく、470年程前に作られた結婚式文を基本的に踏襲するものであり、大きな変化はない⁸。一つの顕著な変化は、結婚を法的に認める行政的な役割が後退し、本人の愛を問う内容が前面に出て来たことである⁹。

キリスト教においては結婚式、また結婚というものは「神が定められた」ものとして聖なるものと見なされ、その式文の内容は固定化している一方で、一般社会の中では結婚はジェンダーの問題、家制度の問題、性的少数者の人権の問題、子どもの人権、外国人の人権、宗教的人格の問題、ライフスタイルと密接に関わるものとして大きく変化してきた。

本論文は、日本における多様化する結婚の状況を概観した上で、その状況に対応した包括的結婚式文の必要性と可能性について考察することを目的としている。そして、それは、教会が結婚に関わる人権の問題にどのようなスタンスで向かい合うのかについても論じることを目的としている。そのために、すでに多様化した結婚や生活に対応した包括的結婚式文を持つ英語圏の教会の式文研究¹⁰や特に異宗教間の結婚式研究¹¹を紹介しつつ、そこに表れている実践神学的な議論との対話を試みたい。

6 『日本基督教団式文』（1957年版）の序文には、「式文は絶対不変の規範ではなく、大体の基準を示す参考であるから、これらを採用すると否とは各教会及び各教職の自由であり、また或箇所を省略するか否かも使用者の裁量に任せられている」と指示されている。しかしながら、正式に制定された式文が一例しか紹介されていないことは、心理的な拘束力を持ち、他の可能性についての自由な選択や創造を阻むものである。

7 『なぜ私たちは『日本基督教団口語式文』「結婚式」の項の使用を凍結し、削除を求めるのか』、前掲書、5頁を参照。

8 1549年に編纂された英国国教会の“The Book of Common Prayer”と1900年につくられた日本基督教会の結婚式文を比べても、さほど大きな変化は見られず、500年近くの間、結婚式文は引き継がれてきたと言える。

9 拙論「キリスト教式結婚式の変遷と愛による神聖化」、平林孝裕・関西学院大学共同研究「愛の研究」プロジェクト編『愛を考える：キリスト教の視点から』、関西学院大学出版会、2007年、207-229頁を参照。

10 Kimberly Bracken Long, David Maxwell(ed.), *Inclusive Marriage Service*, Westminster John Knox Press, 2016.

11 Naomi Schaefer Riley, *Til Faith Do Us Part: How Interfaith Marriage Is Transforming America*, Oxford Univ Press, 2013.

1. 結婚の多様化

結婚とは、「①社会的に承認された性関係があること、②短期的関係ではなく継続性の観念に支えられた関係であること、③一定の権利・義務を伴う関係であること、④部分的人間関係でない全人格的な関係であること」¹² という条件を満たし、「①個人に対する性的欲求充足機能と、社会に対する性的秩序維持機能…、②個人に対して自分の子どもをもつ欲求を充足させるとともに、社会的には成員の補充と種の維持をする機能……、③結婚によって、男性には夫、女性には妻という新しい地位を与えるだけでなく、社会的には一人前になったことを承認する機能…結婚によって双方の親族を結びつけ、親族のネットワークを一挙に拡大する機能」¹³ という3つの機能をもつものとして見なされている。

伝統的結婚制度はこれらの社会制度を支えるものであり、キリスト教の結婚制度ならびに結婚式文もこれらの結婚の条件と機能を補完し、確実にするものである。たとえば、結婚式の誓約の言葉は、「いのちのかぎり」（継続性）、「堅く節操を守る」（社会的に承認された性関係、性的秩序位置）を約束するものであり、それに対して牧師が語る宣言の「神と会衆との前で夫婦となる約束」（夫婦という社会的地位）を確認するものである。

しかしながら、社会制度としての結婚という側面が弱くなり、結婚の個人主義化が進むとともに、結婚の形態も多様化してきたといわれている¹⁴。また、必ず結婚しなければならないという価値観も弱くなり、結婚が個人的に選択することができる人生の一つのオプションになりつつあることも¹⁵、結婚の多様化をもたらせる原因になったと言える。

このような時代の変化の中で、結婚が多様化しつつあると言われている¹⁶。以下その大きな特徴として、結婚の個人主義化、離婚・子どもを伴う再婚の増加、法的手続きを取らないパートナーの増加、同性婚を取り上げたいと思う。

12 宮本みち子「結婚と家族形成」、宮本みち子・善積京子編『現代世界の結婚と家族』、放送大学教育振興会、2008年、28頁。

13 同書、28頁。

14 同書、28-29頁を参照。

15 善積京子「結婚制度のゆらぎと新しいパートナー関係」、善積京子編『結婚とパートナー関係 問い直される夫婦』、ミネルヴァ書房、2000年、3-4頁を参照。

16 多様化したのではなく、そのような多様な結婚形態はすでに昔から存在していたが、価値観の多様化や結婚の個人主義化によって、そのような多様な結婚・パートナー関係の数が増えてきたとも言われている。才津芳昭「家族は本当に多様化したのか?」、『茨城県立医療大学紀要』第5巻、茨城県立医療大学人間科学センター、2000年、121-129頁を参照。

(1) 結婚の個人主義化

現在の結婚の一つの特徴としてあげられるのが、結婚や共同生活の個人主義化である。結婚は家族共同体や地域共同体の中で承認され、祝われるものではなく、まったく結婚する当人の個人的な事柄として理解されている。また、結婚はしなければならない社会制度ではなく、個人的に選択することができる人生の一つのオプションであるという見解も広まりつつある。先に挙げた公的に制度化された性的関係に関わる結婚の条件や機能に関しても、プライベートなことであり、それを国家に婚姻として届け出る必要性が疑問視されている¹⁷。また、この様な社会制度としての結婚を精神的に支えてきた宗教の役割も弱体化している。特に、結婚や結婚式の神学的な意味と現実や当事者の感情との乖離が広がりつつある。

(2) 離婚・子どもを伴う再婚の増加

次に挙げられるのが離婚率の増加に伴う子どもを伴う再婚の増加である。2005年に内閣府が作成した国民生活白書「子育て世代の意識と生活」¹⁸によると、夫婦のいずれかが再婚又は両方が再婚による婚姻件数は、1980年は11万7千件であったのに対して、2003年には17万7千件へと増加している。全体の婚姻件数に占める割合も、2003年には再婚が23.9%に至っており、珍しくない状況となっている。子どものいる離婚者が増加していることを考えると、再婚件数の増加に伴って、子どもを伴った再婚の増加も推測される。

子どもを伴う結婚は、単に夫婦の問題にとどまるわけではなく、血縁を前提としない親子関係あるいは兄弟姉妹、家族関係もの問題も生じてくる。そういった場合の結婚式も、カップルの誓約や祝福だけが重要なのではなく、子どもを含めた人々が新しい家族を形成するための儀礼という意味を持ってくる。

しかしながら、現行の日本基督教団のいずれの結婚式文も、独身のカップルが結婚式を契機に夫婦となるという状況を前提としたものであり、すでに一緒に生活し始めているようなカップルや家族を対象としては考えておらず、ましてやそのカップルに子どもがいることは視野に置かれていない。

(3) 法的手続きを取らないパートナーの増加

結婚の個人主義化に伴って、法的に婚姻届は出していないけれど事実上婚姻関係に

17 宮本みち子・善積京子編『現代世界の結婚と家族』、放送大学教育振興会、2008年、28頁。

18 内閣府平成17年版国民生活白書『子育て世代の意識と生活』「補論1 結婚行動における新しい流れ 3. 離婚と再婚」http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9990748/www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h17/01_honpen/ (2016年6月1日)を参照。

あるパートナーが増加している¹⁹。本人同士は夫婦としての意識があり、夫婦として生活しており、子どもも養育し家族を形成している。戸籍に縛られることなく、対等なパートナーシップを築くことによって、事実上婚姻関係を保っている。法的には相続権がないこと、税制上の優遇が受けられない、子が非嫡出子になるという課題はあるものの、ほぼ法的には婚姻関係にある夫婦と同等の権利が認められている。

事実婚を選択する理由として、夫婦別姓を通すため、戸籍制度に反対、性関係はプライベートなことなので国に届ける必要を感じない、性別役割分担から解放されやすい、相手の非婚の生き方の尊重などが順にあげられている²⁰。

法的な婚姻関係を補完するような役割を担ってきた基督教の結婚式文も、この様なパートナーシップを前提とはしていない。式文の内容も、事実婚に基づくパートナーの決意や生活を祝福するものではない。また、事実婚を選択し、その後法律婚へと変更する場合の結婚式も想定されていない。

(4) 同性婚

基督教は同性婚を認めるのかどうかという議論はある²¹。本稿においては、それについての議論は行わない。しかし、同性婚を求めるカップルがあり、また今回紹介するような同性婚のための式文がいくつかの教会において存在しているという事実を受け止め、その結婚式²²式文がどのような特徴を持つものかを分析する必要がある。また、世田谷区や宝塚市などの地方自治体においてはパートナーシップ登録を認めており、その宣誓書に対する受領証を交付している。行政が認めるから教会も認めるということではなく、そのようなサポートや社会的承認を求めている人々がいるという事実を受け止める必要がある。

19 同上、「補論1 結婚行動における新しい流れ 3. 法律には基づかない「結婚」-同棲と事実婚」を参照。

20 善積京子『〈近代家族〉を越える — 非法律婚カップルの声』、青木書店、1997年、42-55頁を参照。

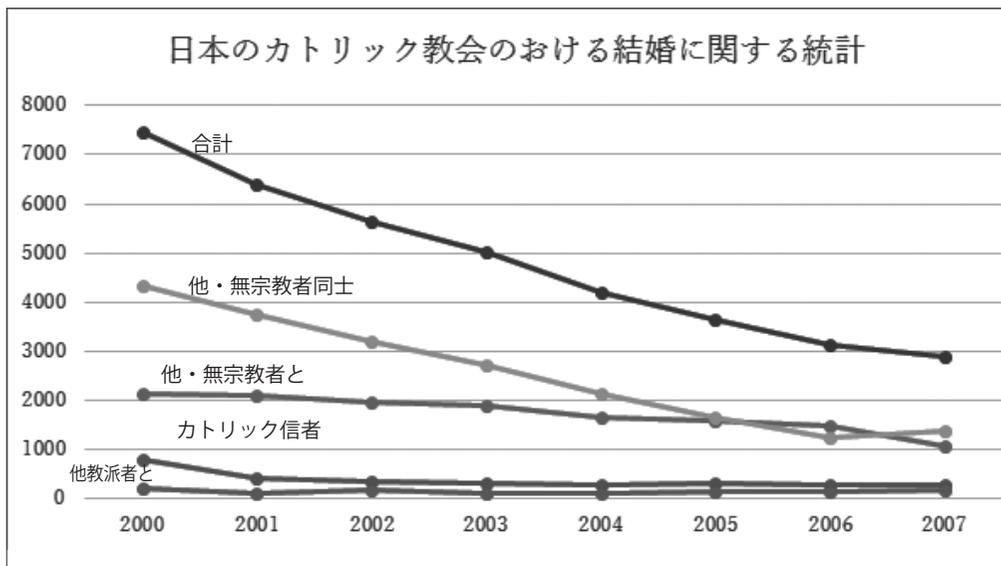
21 アラン・A. ブラッシュ著・岸本 和世訳『教会と同性愛 — 互いの違いと向き合いながら』、新教出版社、2001年、ジェフリー・S. サイカー編・森本あんり訳『基督教は同性愛を受け入れられるか』、日本基督教団出版局、2002年を参照。

22 同性婚を祝福する基督教儀礼に対して結婚式と呼ぶのかどうかという議論はある。例えば、ドイツの教会では、結婚と区別し、共同生活のための礼拝的同伴と理解している（Handbuch der Liturgieを参照）。カナダ合同教会においては、結婚式という言葉の代わりに“Celebrate God's Presence in the Covenant of Marriage and Life Partnership”という表現が使われている（United Church of Canada, *Celebrate God's Presence*, The United Church Publishing House, 2000, 375-436頁を参照）。

また、世田谷区や宝塚市などの地方自治体においては、現段階では、婚姻という言葉は用いられておらず、パートナーシップ宣誓書を提出した同性パートナーに対してパートナーシップ宣誓書受領証を交付することを定めている。

(5) 国際結婚の増加と混宗婚

最近の結婚の傾向として見られるのは、国際結婚の増加である。国際結婚は、2007年度の日本における結婚総数の5.56%を占めており、1980年の0.9%と比較するならば大幅に増加していることが伺える²³。当然の結果として様々な宗教者の混宗婚の可能性が増えて来たことが想定される。また、この様な国際結婚による夫婦は、宗教や文化の違いによるコミュニケーションやアイデンティティーの問題にも直面することになる²⁴。



そもそも、上記のグラフに表れているように日本の教会においては、多くの場合キリスト者と非キリスト者もしくは他宗教者の結婚式が行われている²⁵。日本基督教団の結婚式文では、結婚する当人に対して「兄弟」「姉妹」というような言葉が使われ

23 曲曉艶「国際結婚に関する研究動向と展望」、『東京大学大学院教育学研究科紀要』49巻、東京大学大学院教育学研究科、2010年、265-266頁を参照。

24 同書、269頁、273頁を参照。

25 これは日本のカトリック教会の統計 (<https://www.cbcj.catholic.jp/japan/statistics/>) に基づいたものである。「カトリック信者」は、カトリック信者同士の結婚、「他教派者と」は一方がカトリック信者で他方がプロテスタント信者の結婚、「他・無宗教者と」は一方が他・無宗教者との結婚、「他・無宗教者同士」は両者が他・無宗教者の結婚式の件数を表している。顕著な傾向としては、キリスト者同士の件数には変化が見られないが、他・無宗教者との結婚式件数、他・無宗教者間の結婚式件数が減っていることがあげられる。その原因は明確ではないが、キリスト教結婚式がこれらの人々の現状に合っていないのではないかとと思われる。プロテスタント教会における結婚式数の統計を取ることは難しいが、キリスト教人口1%のことを考えるならば、およそ同様の傾向が見られる。また、日本の結婚式の70%近くキリスト教式結婚式であり、そのほとんどがホテルや結婚式場で行われていることを考えるならば、キリスト教結婚式文がほとんど非キリスト者もしくは他宗教者に使われていることが推定される。

ており、両者がキリスト教信者であるということが前提となっており、他宗教者に対する配慮がなされていない。今後、グローバル化が進む中で、国際結婚が増加すると、必然的に異宗教間の結婚も増加してくる。

3. 包括的結婚式の課題と式文の試み

以上のような現代の結婚・結婚式の変化や課題を考えるならば、この現状に対応する包括的結婚式ならびにその式文の必要性は否定できない。教会の結婚式が、キリスト教という飾りが付けられたイベントに甘んじるならば何の変化も必要ないかもしれないが、多様な人権の課題に向き合い、結婚の多様化によってもたらされる問題に直面するカップルに寄り添う姿勢を示そうとするならば、包括的な結婚式文を用意する必要がある。

以下特に異宗教者との結婚、カップルが子どもを伴う結婚式、同性婚に対する既存の式文を分析することを通して、包括的結婚式文の必要性と可能性について論じていきたい。

(1) 異宗教者との結婚式

アメリカでは、異宗教間の結婚は、1960年以前は全体の結婚の20%であったが、2000年から2010年の間には全体の45%に及ぶものとなっている。その内の半数以上が、カップルの一方の宗教に基づいて結婚式を行っており、人前式が43%、そして双方の宗教者によって執り行われる異宗教間結婚式は全体の4%である²⁶。日本における状況は明かではないが、日本のカトリック教会においても、異宗婚・他宗婚がカトリック教会の結婚式の約85%に及ぶものであり、キリスト者が人口の1%であることを考えるならば、キリスト教結婚式のほとんどが異宗婚・他宗婚であることが想定される。

この混宗婚の場合に両方の宗教的人格を尊重する上で考えられることを、アメリカの長老派教会における他宗教者と祝う収穫感謝祭のガイドライン²⁷を参考にしながら

26 Ibid., *Inclusive Marriage*, 185.

27 アメリカ長老派教会の“Book of Common Worship”の補遺として出された“Book of Occasional Service”において他宗教者と祝う収穫感謝礼拝のためのガイドラインを提示している。その前に、他宗教者の信仰を尊重しつつも、見せかけの同意を得るためにイエス・キリストにおいて示された神の啓示に対する信仰をないがしろにするわけではなく、あくまでもキリスト教本来の信仰の表現を堅持することを、宗教間対話の基礎として確認している。しかし、同じ目的のために共にその礼拝を祝い、改宗目的ではなく、相互の協働と理解をもとめて協同の礼拝形式の可能性を探求することを目的としている。そのガイドラインとして以下の2点が提案されている。

ら、それを結婚式における実践について以下の2点が言及されている。

1. 結婚式において、両方の宗教的伝統に相応しい言葉やシンボルが組み込まれる。その形式は宗教的伝統を薄めることを目指されない。事実、参加者が真実みを持って共に祈り、誠実さを持って尊重された信仰伝統が表現されることを保障されるために配慮が必要。例えば、光や炎や組紐のようなシンボルは両方の宗教に共通する場合があります、これらのシンボルは結婚式の典礼に真実みを持ってまた効果的に組み込まれうる。カップルは、結婚儀礼の深いパターンが時と場所を越えて、深遠な一貫性を持つことを学ぶであろう。
2. 結婚式において、2つの信仰的伝統がまったく異なった言語とシンボルが使われる場合。この礼拝においては、カップルと参加者は祈りに関して交互に行うことを求める。もし、1つの信仰的伝統か他の信仰にとって異質な場合は、それを尊重して見守ることが考えられる²⁸。

混宗婚において、キリスト教結婚式としての核を崩すことなく、いかに相互の宗教を尊重するかということが課題である。

ここで紹介する式文²⁹は、混宗婚を想定されて作られたものである。

招きの言葉

愛するみなさん、愛の衣を着ましょう。愛はすべてのものを調和のうちに結び合わせるからです。(コロサイ 3:14)

目的

わたしたちは、神の臨在のうちに、〔 〕さんと〔 〕さん

1. 参加者一同によって許容される言語やシンボルを用いることによって、異なった信仰をもつ人々が特別な目的のために集まることに合意するかもしれない。このような状況において、お互いの信仰に合致した祈りがなされる道を見いだそうとすることが重要である。そこには、必然的にそれぞれの特別な信仰的伝統とは異なる祈りになることも考えられる。しかし、その場合、不快感を与えるものであったり、妥協的なものであったり、一つの信仰グループの真実の表現を逸脱するものであってはならない。

2. それぞれに独特な伝統に特有の言語やシンボルを用いて、異なった信仰的伝統が特別な目的のために集まる場合、祈りに関して交互に祈ることを求める。交互に祈る場合、他の宗教者の参加においてまったくキリスト教の祈りに参与し、また他の宗教者の祈りに関してはその祈りを尊重しつつ見守る。適切な聖典朗読、祈り、音楽がそれぞれの宗教的伝統によって提供されるであろう。他の宗教が圧倒的にその礼拝を支配しないように注意が払われなければならない。(THE Office of Theology and Worship, Book of Occasional Service A Liturgical Resource Supplementing The Book of Common Worship, 1993, Geneva Press, 1999, 285-256.)

28 Op. cit., Inclusive Marriage Service, 186.

29 Op. cit., Inclusive Marriage Service, 25-28. 引用箇所には、混宗婚の式文以外にも、結婚するカップルの両方、もしくはどちらかは、それほど熱心なクリスチャンではない場合、教会外での結婚式の式文も掲載されている。

の結婚の証人となるため、ここに集まってまいりました。わたしたちの喜びで二人を包み、わたしたちの支えで二人を抱擁し、わたしたちの祈りの内に二人を支えるために。結婚は神からのプレゼントです。お互いにいたわり、お互いに与えられた愛によって誠実であることを約束する二人の間の愛の贈り物です。結婚はいのちの新しい道です。お互いの善を求め、愛をもってお互いの心を通わせる二人が一つになるために。

宣誓

〔 〕さん、あなたは結婚において〔 〕さんと自分の生涯を分かち合うことを心から願いますか。

(答) はい

[家族に] 〔 〕さんと〔 〕さんのご家族は、信仰と希望と愛をもって二人を支え、二人に伴っていくことを約束しますか。

(答) はい

[会衆に] 〔 〕さんと〔 〕さんの友人のみなさんは、二人の新しい生涯において、二人を助け勇気づけることを約束しますか。

(答) はい

祈り

聖なる神、あなたの霊を送り、すべての人のための揺るぎないあなたの愛にわたしたちの心を開かせてください。これらの約束と希望の言葉が〔 〕さんと〔 〕さんの心と生活に、そしてここに集まったわたしたちすべてのうちに根を張り、成長し、良い実を实らせますように。そして、あなたの生きた言葉の力によって、わたしたちのいのちが新しくされますように。アーメン

誓いの言葉

〔 〕さん、あなたと共に、私の生涯を、私の現在も過去も未来もすべて、あなたと分かち合うことを約束します。

指輪の交換

約束のしるし、愛の贈り物としてこの指輪を贈ります。

祈り

知恵と愛の神様、あなたの摂理によって、あなたは〔 〕さんと〔 〕さんを結び合わせられました。今、あなたの恵みの秘儀において、この二人を一つにしてください。二人が分かち合ったいのちがあなたの新しい創造のしるし、新たなそして豊かないのちの源となり、全世界のための愛の賜物となりますように。あなたの聖なる御名によって祈ります。アーメン

宣言

〔 〕さんと〔 〕さん、あなたたちは今結婚しました。
あなたがたがなすことすべてが、愛において行われますように。

祝祷

すべてを新しくされる方が、いのちの書にあなた方の名前を記し、永遠の光と共にあなたがた上に輝きますように。(黙示録 21:5, 22-25)

日本のように、カップルの両方が非キリスト者もしくは他宗教者であるところは想定されおらず、どちらか一方が非キリスト者であるという想定である。一つ一つの言葉は聖書の言葉を背景に持ったものであるが、非キリスト者が抵抗なく言える言葉を用いる配慮がなされている。愛による結婚とそのサポートが主要なテーマである。誓約や宣言も、「神と会衆との前で」というような言葉は除かれ、神の前におけるというよりも、本人どうしの決意とその祝福に重きが置かれている。

(2) カップルが子どもを伴う結婚式

すでに子どもを養育している人、もしくはそれぞれが養育しているカップルが結婚する場合は、子どもの年齢や成長段階に応じて、新しい家族の形成ということに配慮しながら結婚式が執り行われることが考えられなければならない。

その場合、子どもがその結婚に賛成しているかそれとも反対している場合でも、結婚式の一部として両親に対して誓約するかどうかについては慎重に考慮されなければならない。1つのオータナティブな方法としては、リングボーイ・ガールや聖書朗読者などとして結婚式に積極的に参与することも考えられる。もしくは、子どもたちが自分たちの親の結婚への賛意を言葉で表現することも考えられるが、また結婚するカップルの誓いの言葉の中にも、子どもをサポートする旨が加えられる必要がある³⁰。

家で同居する子どもを持つカップルのための式文例(抜粋)³¹

子どもたちに対するカップルへの問い

〔 〕さんと〔 〕さん、あなたがたの人生は子どもたちによって祝福されています。今、お互いに誓い合ったように、あなたがたの子どもたちにも約束の言葉を語ってください。

30 Op. cit., Inclusive Marriage Service, 188-190 を参照。

31 Op. cit., Inclusive Marriage Service, 17-24 を参照。ここに取り上げたのは、式文のすべてではなく、特に子どもが結婚式に具体的に関わったり、子どもに関する言及がある部分である。

〔こどもの名前〕

あなたのように、あなたのお母さん／お父さんをとても愛しています。
わたしが、彼女／彼を愛し、尊敬し、尊重するように、
あなたを愛し、尊敬し、尊重します。
わたしたちの生活が神の愛とゆるしを表すことができるように
わたしたちの家が平和と、笑いとたくさんの喜びで満ちあふれますように。

こどもへの問い（年長）

〔こどもの名前〕 あなたの両親は

あなたが喜びと安心の中で愛される家庭、
あなたが、あなたの生涯と賜物が尊重される中で、成長する家庭、
互いに尊重し、尊重される家庭を築こうとしています。
あなたは、あなたの両親が結婚しようとするこの日に、この家庭の幸せのために
あなたができることすべてをなすことを志しますか？

（答） はい、志します。

こどもへの問い（年少）

〔こどもの名前〕 あなたの両親は、あなたを愛しています。

そして、あなたがこの新しい家族の一員になることを願っています。
楽しい時も、辛い時も、ご両親は、一緒にあなたの成長を助けるために、でき
るだけのことをしようと思っています。
あなたも一つの家族となろうとする時に、
楽しい時も、辛い時も、あなたもご両親を愛することを約束しますか。

（答） はい、約束します。

宣言

今日、神と会衆との前でお互いに交わした誓約において、わたしは、〔 〕
と〔 〕が結婚の契約において一つになったことを宣言します。
信仰の家において、わたしたちはこのお二人とそしてこどもたちと共に、この
喜ばしき時に、喜びを共にします。そして、喜びをもってこの家族の生涯を共
に祝います。

こどもが伴う結婚式の式文においては、特にカップルのこどもの年齢やその家族との関わりなどを考慮した言葉が見られる。もちろん、ここに紹介した式文が全てであるわけではなく、その家族の状況に応じて結婚式の構成やそこで語られる言葉について吟味されなければならない。それぞれのケースに対してなにが相応しいのかを見極めるために、そのカップルや家族との十分な話し合いがなされる必要がある。また、

ここでもキリスト教の結婚観よりも、カップルやその家族に対する牧会的な配慮が優先されていることが伺える。

(3) 同性婚

同性婚の式文も、他の結婚式文と同様に、キリスト教の結婚観に基づいた式文というよりは、むしろカップルに対する牧会的な配慮が重視されている。しかしながら、結婚式と人権の関連において問題となった結婚の神聖化などがまた違う意味を持つものとなって同性婚の式文の中に現れている。いか、その式文の一部を紹介し、その特徴について考察する。

同性婚ための式文例（抜粋、オーストラリア）³²

結婚は神の賜物であり、恵みの意味です。生涯を通じた結婚において、わたしたちを神の像において創られた神の喜びを知ることができます。

結婚は神の愛するという本質、キリストにおいてわたしたちと交わされた愛の契約によってなりたっています。

愛において、お互いを献げあう二人のパートナーは、キリストの教会ためにキリストの愛を反映するものです。

キリスト者の結婚においては、それぞれが、信仰をもって共に生活し、尊敬と優しさ喜びをもって互いを愛するために召されています。結婚の交わりと慰めは二人のパートナーの間の身体的な愛のまったき表現を可能にします。

二人は家庭で生涯を分かち合い、こどもという賜物とそのケアがゆだねられますように。

二人は、人間の尊厳と幸福が栄え、満ちあふれる社会を形成するのを助けます。結婚は、すべての人々が讃えるべき生涯の道です。それは、簡単にもしくは自己本位に始められるべきものではなく、責任と神の愛においてなされるものです。

[]さんと[]さんは、神が創られ、キリストが祝福された新しい生涯の道を始めようとしています。それゆえ、このお二人の結婚の日に、お二人がその生涯をとおして神のみ心を成就するものであることを祈ります。

32 Op. cit., Inclusive Marriage Service, 35-42を参照。ここに紹介したものは、オーストラリア合同教会の Uniting Network Australia と LGBT のネットワーク、同性愛者とその家族や友人らによって作られたものである。

誓約

〔 〕さんと〔 〕さん、あなたがたは、神があなたがたを祝福し、導かれたことを、そして今日、union(一つとなること)へと召されていることを信じますか。

(答) はい、信じます。

自分自身を〔 〕さんに与え、そのパートナーとなり、unionの契約において共に生活することを志しますか。

〔 〕さん、お互いの生涯の限り、あなたは〔 〕さんを愛し、慰め、敬い、守り、すべての他の人に優って、互いに誠実であることを志しますか。

(答) はい、志します。

〈家族と友人の約束〉

〔 〕さんと〔 〕さんの聖なる union を祝うためにここに集まってきたことは素晴らしいことです。

〔 〕さんと〔 〕さんのご家族、友人のみなさま、あなたがたはこの聖なる union を祝福しますか。彼らの生涯の度において共に二人を支え、守ることを約束しますか。

(答) はい、約束します。

誓い(本人たちが自由に作ってもよい)

〔 〕さん、あなたをわたしのパートナー(夫、妻、配偶者、他)として選びました。わたしのすべてをあなたに与え、わたしの持てるものすべてをあなたと分かち合います。良い時も、悪い時も、豊かな時も、貧しい時も、病める時も、健やかな時も、将来にながらうとも、あなたを愛し、あなたの側にいます。わたしたちのいのちの限り(死が二人を分かちまで)。

宣言

コロサイの信徒への手紙は、「これらすべてに加えて、愛を身に着けなさい。愛は、すべてを完成させるきずなです。」(3:14) といっています。

愛である神の前で、そしてわたしたちが臨席する中で、〔 〕さんと〔 〕さんは厳粛な誓いを交わしました。

お二人は、手と手を取り合い、指輪を交わすことによって、契約に基づいた愛の union を言い表しました。

すべての人を神の像において創られキリスト・イエスにおいてわたしたちを贖い、聖霊においてわたしたちを養ってくださる三位一体なる神の名において。

祈り

神よ、愛においてわたしたちの祈りを聞いてください。

聖なる union において献身的なカップルとして、人生の新しい歩みを始められる〔 〕さんと〔 〕さんを祝福してください。

二人がお互いに忍耐を持ち、優しくなり、将来の困難にも共に立ち向かえることができますように。〔 〕さんと〔 〕さんが、互いに傷つけあう時には、恵みを与えてくださいますように。そして、互いにその責任を知り、互いに許しを乞いあい、あなたの愛と恵みを知ることができますように。お二人の住まいにあなたの平和がありますように。

(もし適切なら) 二人に子どもを育てる喜びがあえられ、賢明で愛し合う両親となることができますように。

〔 〕さんと〔 〕さんの両親と家族を祝福してください。愛と友情において一つとなることができますように。

今日お二人の誓約の証人となったすべての人々のいのちが強められ、互いの関係が新しくされますように。

わたしたちが、温かい心と愛をもって互いにいたわり、正義と公平をもって助けを必要としている人をいたわり、誠実さとヴィジョンをもってわたしたちの地球をいたわることができますように。

神よ、愛において、わたしたちの祈りをお聞きください。アーメン

全ての同性婚の式文において同じことが言えるわけではないが、ここで紹介した式文の内容や表現は、オーソドックスな結婚式文に戻ったような印象を受ける。

「結婚は神の賜物」というような表現は、多様な結婚のあり方があり、また結婚そのものが相対化されている時代の中で結婚の神聖化、絶対化をもたらすものとして、むしろ現在避けられているような傾向がある。しかし、同性婚が教会の中で受け入れられてこなかった経験、また神に祝福されないという偏見に対する和解を求めて³³、同性婚を神に祝福された結婚と表現できることの重要性が表現されている。

「二人は、人間の尊厳と幸福が栄え、満ちあふれる社会を形成するのを助けます」というような表現には、この結婚が家族や友人によって受容され、社会を構成する意味のある一員であるということの強調が伺える。

また、「二人に子どもを育てる喜びがあえられ、賢明で愛し合う両親となることができますように」という祈りの言葉は、一般的な結婚式では語られることはない。そ

33 Op. cit., Inclusive Marriage Service, 191-192 を参照。

れが、意識的に語られているところに、同性婚における特徴がある³⁴。

また、これまでの経緯として、すでにパートナーとしての関係を続け、意識的・実質的に長く生活を共にしているカップルが、過去の日々を含めた祝福を受け、誓いの言葉を語ることも考えられている。また、すでに何年もはめている結婚指輪の祝福したうえで、指輪の交換をあらためて行うことも提案されている³⁵。

おわりに

現代のように結婚や生活形態が個人主義化し、多様化した中で、人権を尊重して、一つ一つの結婚式に対応しようとするならば、たった一つの結婚式文を適応するだけや、またその中の抵触する文言を省いたり、変えたりするだけではなく、教会はそれぞれのカップルが直面する状況を考慮した包括的な結婚式文を用意する必要がある。

しかし、そこには以下のような問題が考えられる。そして、それは同時に現代におけるキリスト教の役割を問うものであることを認識しなければならない。

そもそも教会で結婚式を挙げるカップルや参列者は、結婚式文にそれほど大きな意味を期待していないのではないだろうか。個人主義化した状況の中では、たとえ結婚式文の文言が自分たちの意に沿わないものであっても、現状や価値観にそぐわないものであっても、自分たちが結婚できさえすれば、その言葉にそれほど重要な影響を与えるものであるとは思っていないのではないだろうか。

ここには、キリスト教の結婚式だけではなく、キリスト教の現代的な意味そのものが問われている。つまり、キリスト教は結婚に対して何らかの結婚観というものを持っており、それに基づいて結婚式が執り行われるべきであり、結婚式文もその内容を反映したものでなければならないと考えるのか。教会は「正しい結婚」のあり方、キリスト教結婚倫理を聖書から導き出して、結婚しようとするカップルに対してキリスト教の結婚観を教え、「神の祝福する結婚」へと導かなければならないのかどうかということである。また、はたして教会は、また牧師は結婚式を挙げたカップルに対して「この二人は夫婦である」と宣言する権利があるのか、またそれが一体どのような意味を持つのかということが問われなければならない。

さらに言うならば、そもそもキリスト教結婚観というものがあるのか。神の祝福する結婚と言いながらそれは社会的結婚制度や機能をキリスト教的に強化・保全する役

34 現在、同性婚において子どもともうける可能性としては、日本の法律的には全てが認められているわけではないが、養子縁組、人工授精(AIH)・体外受精(IVF)・顕微受精、代理出産、友情結婚などがあげられる。

35 Op. cit., Inclusive Marriage service, 191-192 を参照。

割を担っているだけに過ぎないのではないかとと言える。そして、社会的結婚制度が弱体化し、結婚の個人主義化が進んでいった現代では、旧来の社会的結婚制度を保全するキリスト教結婚観やキリスト教結婚式もその存在意義を失ってしまったのではないか。そのために、旧来の結婚式文の言葉は現代社会においては一つのイベントを飾る言葉に過ぎなくなってしまったのではないかと思える。教会の言葉は段々とリアリティーを失いつつあり、そこにキリスト教結婚式がイベント化し、個人的な趣味に合うようなホテルや結婚式場でキリスト教結婚式が選ばれることに。キリスト教結婚式の教会離れの原因があるのではないかと考える。

教会がなすべきこと、またなすことができることは、結婚するカップルをなんらかの基準に押しとどめることでも、また一つの結婚式文の枠にあてはめるのではなく、その二人が直面する課題や困難に寄り添い、その二人を祝福し、その結婚を受容する結婚式を行うことではないだろうか。上記の様々な結婚のケースであっても、結婚するカップルとよく話し合い、なにを求めているのか、どのような課題があるのかを知ることが求められていた。一つの万能な包括的結婚式文があるわけではなく、多様な結婚の形態に対応した結婚式文を創りだす神学的な土壌と能力を養っていかねばならない。本論文で紹介したものだけが、それぞれの課題に応じた式文ではなく、全くの一例にしか過ぎない。ただ、この様な可能性があることを知ることを通して、硬直化した式文理解から解放され、多様な包括的結婚式文を創出していく糸口を見出すことができる。

ただ日本の場合、キリスト教が少数派で、社会の中でキリスト教という輪郭をはっきりさせなければ、その存在も曖昧になってしまう可能性がある。また、キリスト教という輪郭をはっきりさせてきたことによって、他の宗教との違いを明確にすることで、社会的な存在感を勝ち取ってきたような歴史がある中で、それを放棄することで今までの歩みが無駄になってしまうような感じがするのではないだろうか。そして、遠藤周作が『沈黙』の中で日本の宗教的地盤を「沼地、泥沼」³⁶と表現したように、キリスト教自身をその泥沼の中で宗教的アイデンティティーを失ってしまうのではないかという恐れも持ってしまう。

しかし、キリスト教が自分自身を守ろうとすると、それは結婚する当事者にとっては関係のないことであり、むしろ教会は自分たちの立場に立ってくれることなく、理解してくれず、受け入れてくれない存在へととなり、さらにキリスト教離れが加速

36 遠藤周作『沈黙』、新潮社、1981年、231、288頁。『沈黙』の中で、宣教師フェレイラはキリスト教が日本では受け入れられないことを説明して、「この国は沼地だ……どんな苗もその沼地に植えられれば、根が腐り始める……我々はこの沼地に基督教という苗を植えてしまった」と語る。また、井上築後守もロドリゴに対して「この日本と申す泥沼に敗れたのだ」と述べている。

していくのではないだろうか。そのようになった時、ホテルや結婚式場でなされるキリスト教結婚式は、それぞれの課題にかみ合うことはなくても、社会に氾濫するクリスマスツリーのように一時の華やぎを与えるイベントとして受け入れられる。もしくは、自由に自分たちの意図を反映することができる人前式の方が自分たちの必要を満たしてくれるものとして受容されていくのではないだろうか。

このような式文研究は、既存の式文の代わりになるものを提供することが目的ではない。新たな固定化・規定化された「式文」を生み出すことが重要ではない。社会の変化、人々のニーズ、人権的課題に応えつつも、キリスト教が現代に「神の国」を提示し、どのような変革をもたらすことができるのかを創造的に式文という形で表現し、礼拝において体験することが重要である。